

# 平成28年度 介護保険料 納入通知書

65歳以上の人に6月中旬発送

保険料所得段階図

対象者			年間保険料額	所得段階
●生活保護を受けている人 ●老齢福祉年金受給者であって、かつ世帯全員が市町村民税非課税の人			33,580円 基準額×0.45	第1段階
本人が市町村民税非課税	世帯全員が市町村民税非課税	前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計	80万円以下	第2段階
			80万円を超え120万円以下	
本人が市町村民税非課税	同じ世帯に市町村民税が課税の人がいる	前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計	120万円を超える	第3段階
			80万円以下	第4段階
本人が市町村民税非課税	同じ世帯に市町村民税が課税の人がいる	前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計	80万円を超える	第5段階
			120万円未満	第6段階
本人が市町村民税課税	前年中の合計所得金額	120万円以上190万円未満	97,030円 基準額×1.30	第7段階
		190万円以上290万円未満	111,960円 基準額×1.50	第8段階
		290万円以上400万円未満	126,880円 基準額×1.70	第9段階
		400万円以上600万円未満	141,810円 基準額×1.90	第10段階
		600万円以上800万円未満	156,740円 基準額×2.10	第11段階
		800万円以上1,000万円未満	171,670円 基準額×2.30	第12段階
		1,000万円以上	186,600円 基準額×2.50	第13段階

■高齢者の所得税法、地方税法上の控除

要支援・要介護の認定を受けている65歳以上は、税金の控除を受けることができますのでお問い合わせください。

保険料

65歳以上の人の保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、所得などに応じて段階が決まります。  
(※保険料所得段階図参照)

保険料の納め方

原則、特別徴収となり選択はできません。

- ①特別徴収  
【対象】年金(老齢福祉年金・恩給は除く)受給額が年額18万円以上の人
- ②普通徴収  
【対象】次のいずれかに該当する人

- ▼年度途中で65歳(第1号被保険者)になった
- ▼年度途中で他市町村から転入してきた
- ▼年度途中で保険料の段階が変わった
- ▼年金(老齢福祉年金・恩給は除く)受給額が年額18万円未満
- ▼老齢福祉年金・恩給のみを受給
- ▼年金が一時差し止め

平成28年度納期限(口座振替日)

1期	2期	3期	4期	5期
6/30 (木)	8/1 (月)	8/31 (水)	9/30 (金)	10/31 (月)
6期	7期	8期	9期	10期
11/30 (水)	12/26 (月)	平成29年 1/31 (火)	2/28 (火)	3/31 (金)

納期

左表のとおり

納付が困難な場合

減免や納付の猶予などができる場合がありますので、早めにご相談ください。

介護保険課 ☎948-6919・FAX 934-0815

## 介護保険施設などの利用時 食費・居住費補助があります

7月29日(金)までに申請を

利用者負担段階(所得要件)	
第1段階	生活保護を受けている人、本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人など
第2段階	<p>【平成28年7月まで】 本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人</p> <p>【平成28年8月から】 本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の人</p>
第3段階	本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人

※上記要件に加え、預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下の場合に、食費・居住費が補助されます

食費・居住費補助(補足給付とは)

特別養護老人ホームなどの介護保険施設やショートステイの食費・居住費は、介護保険の対象外(自己負担)です。ただし、低所得の人は一定の負担限度額が設定され(毎年、事前に申請が必要)、この負担限度額と国が設定した基準費用額との差額は、介護保険から補助(補足給付)されます。

元確認書類  
○本人および配偶者の通帳などの写し(銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と最終の残高(申請日から2カ月以内)が分かる部分)  
※「通帳など」とは、普通預金、定期預金、有価証券、投資信託などが含まれます

【申し込み】  
6月15日(水)～7月29日(金)(必着)。直接、申請書などを〒790-8571 介護保険課または北条支所、中島支所へ(介護保険課への郵送も可)  
※申請後、7月下旬以降に認定証または非承認通知を送付します

介護保険課 ☎948-6885・6924・FAX 934-0815